

地方議会について

多様な地方議会と議員のなり手不足の状況

地方議会の運営の実態

団体区分		町村	市区								都道府県
人口区分等	人口分布	166人～ 52,081人	5万人 未満	5万人～	10万人～	20万人～	30万人～	40万人～	50万人 以上	指定都市	570,824人～ 13,637,346人
	団体数 (市区内構成比)	927団体	273団体 (33.5%)	255団体 (31.3%)	156団体 (19.1%)	46団体 (5.6%)	28団体 (3.4%)	22団体 (2.7%)	15団体 (1.8%)	20団体 (2.5%)	47団体
平均議員定数(人)		12.0	17.4	20.9	25.7	31.3	36.7	39.5	46.3	59.1	57.2
議員一人当たりの 平均住民数(人)		992	1,939	3,343	5,447	7,896	9,416	11,244	13,540	23,264	47,528
定例会等 平均開催数 (回/年) ※通年会期等採用 団体を除く	定例会	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.9	4.0	4.0	3.8	3.8
	臨時会	2.7	1.4	1.1	1.0	0.8	0.9	0.7	0.8	0.5	0.5
年間平均会期日数(日/年)		42.8	80.9	90.0	95.3	94.1	98.4	94.9	107.2	112.7	111.4
通年会期等 採用団体数	通年会期制 (法102条の2)	24団体	4団体	3団体	0団体	2団体	0団体	0団体	0団体	0団体	1団体
	通年議会 (法102条2項)	30団体	4団体	9団体	3団体	3団体	2団体	3団体	0団体	2団体	0団体
年間平均 議案件数 (件/年)	全体件数	87.7	110.6	116.1	128.2	148.0	167.7	164.8	135.1	241.4	233.6
	[長提出] [議員・委員会提出]	[81.0] [6.7]	[102.2] [8.4]	[106.5] [9.6]	[116.2] [12.0]	[134.2] [13.8]	[150.8] [16.9]	[148.3] [16.5]	[122.8] [12.3]	[216.1] [25.3]	[199.3] [34.3]
委員会 平均設置数 ※設置団体平均 (非設置団体数)	常任委員会	2.4 〈10団体〉	2.9	3.2	3.8	4.0	4.5	4.5	5.2	5.7	5.8
	議運委員会	1 〈19団体〉	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	特別委員会	2.9 〈125団体〉	3.5 〈15団体〉	3.4 〈21団体〉	3.5 〈7団体〉	4.3 〈3団体〉	4.0 〈4団体〉	3.6	5.0	6.0	3.7 〈6団体〉
議会事務局平均職員数(人)		2.5	4.5	5.9	8.5	13.0	16.2	18.2	20.1	34.2	40.3

出典：【人 口】住民基本台帳人口（市区については平成30年12月31日現在、都道府県及び町村については平成30年1月1日現在）

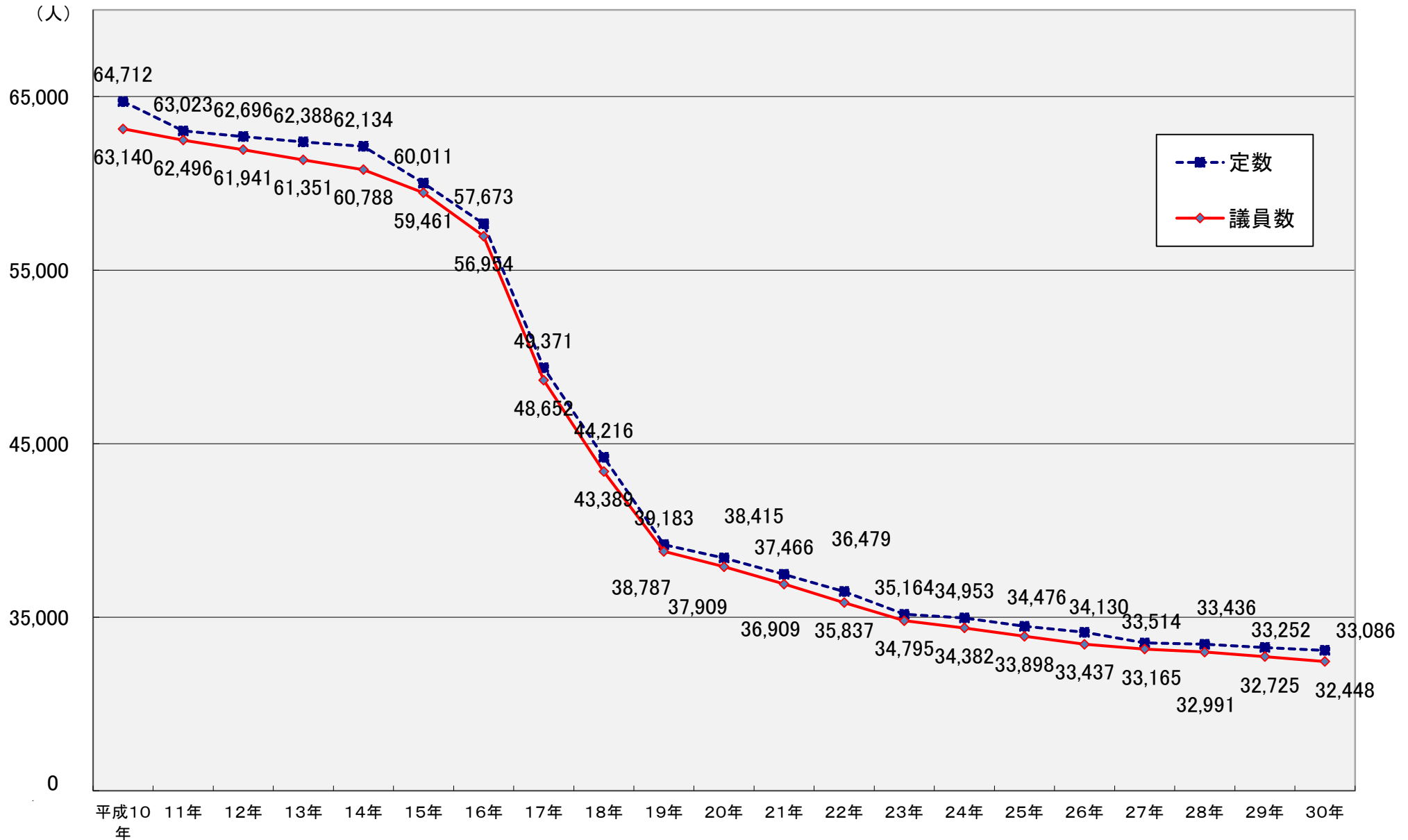
【議員定数】第13回都道府県議会提要（H27. 7. 1現在）、市議会議員定数に関する調査結果（H30. 12. 31現在）、第64回町村議会実態調査結果の概要（H30. 7. 1現在）

【委員会数】第13回都道府県議会提要（H27. 7. 1現在）、市議会の活動に関する実態調査結果（H30. 12. 31現在）、第64回町村議会実態調査結果の概要（H30. 7. 1現在）

【事務局職員数】第13回都道府県議会提要（H27. 7. 1現在）、市議会議員の属性に関する調（R1. 7. 1現在）、第64回町村議会実態調査結果の概要（H30. 7. 1現在）

【その他】第13回都道府県議会提要（H26. 1. 1～12. 31）、市議会の活動に関する実態調査結果（H30. 1. 1～12. 31）、第64回町村議会実態調査結果の概要（H29. 1. 1～H29. 12. 31）

地方議会議員数の推移①

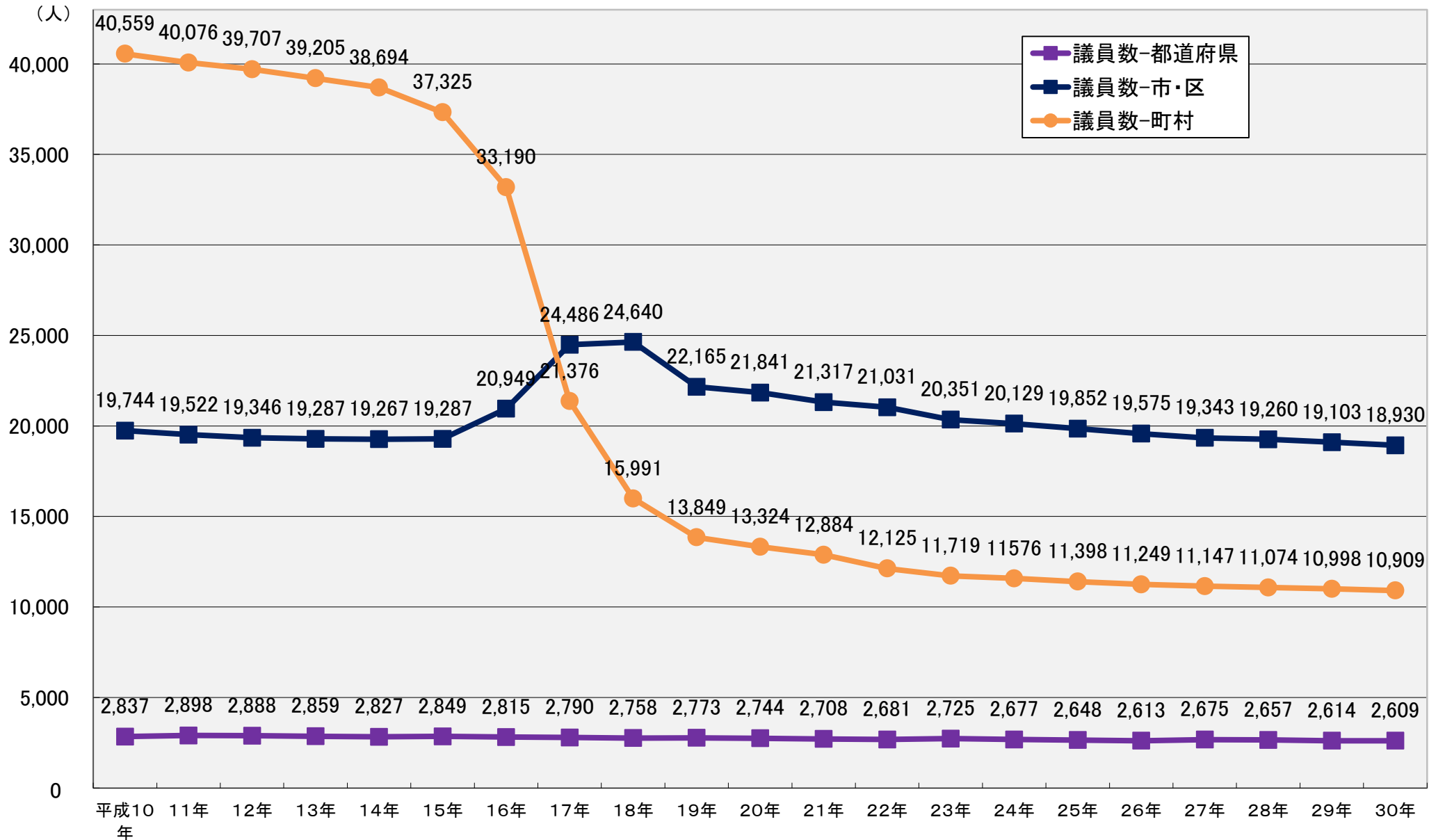


注1：各年12月31日現在の計数である。

注2：「定数」は、地方自治法第90条第1項及び第91条第1項の規定により条例で定める定数である。

出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

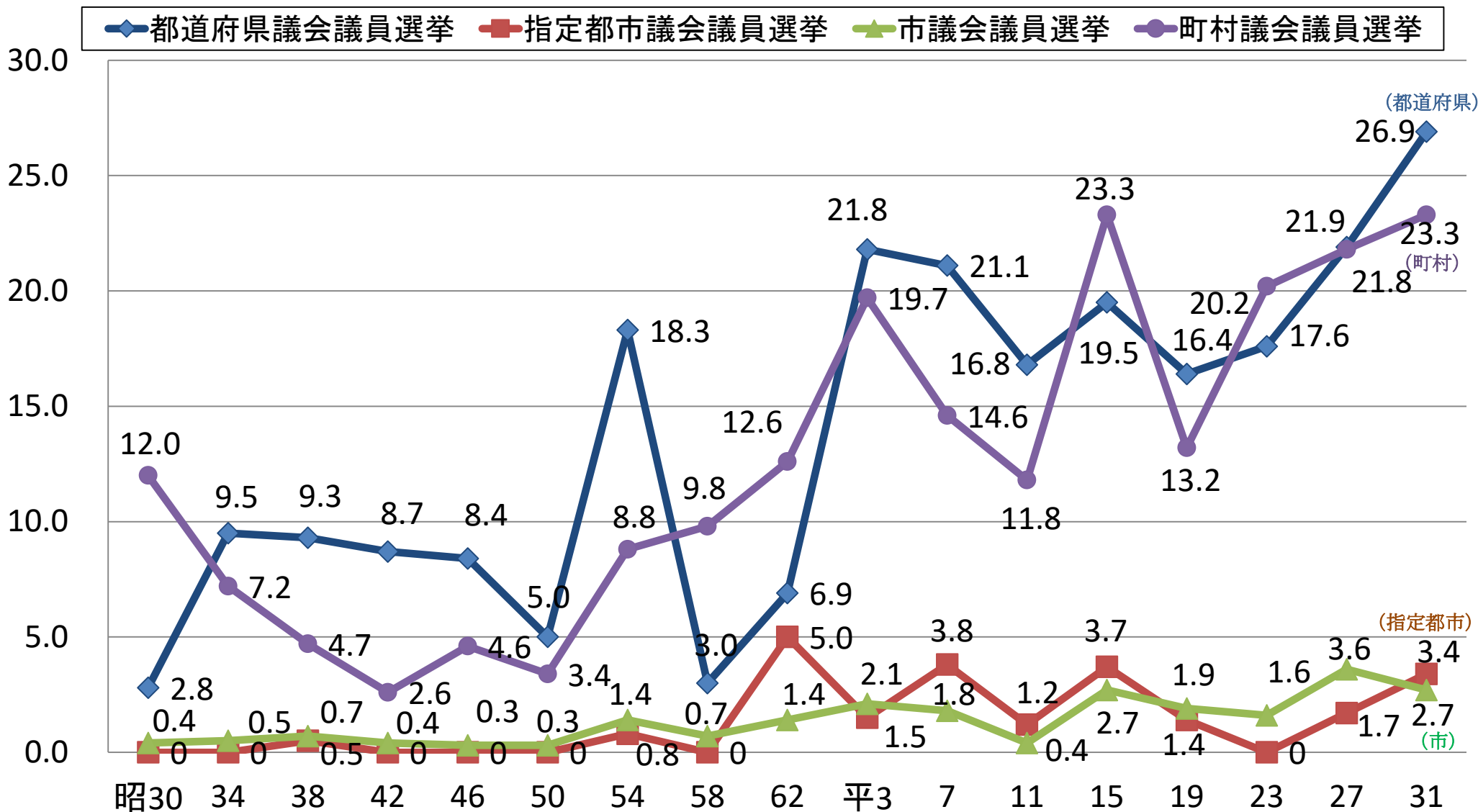
地方議会議員数の推移②



注1：各年12月31日現在の計数である。

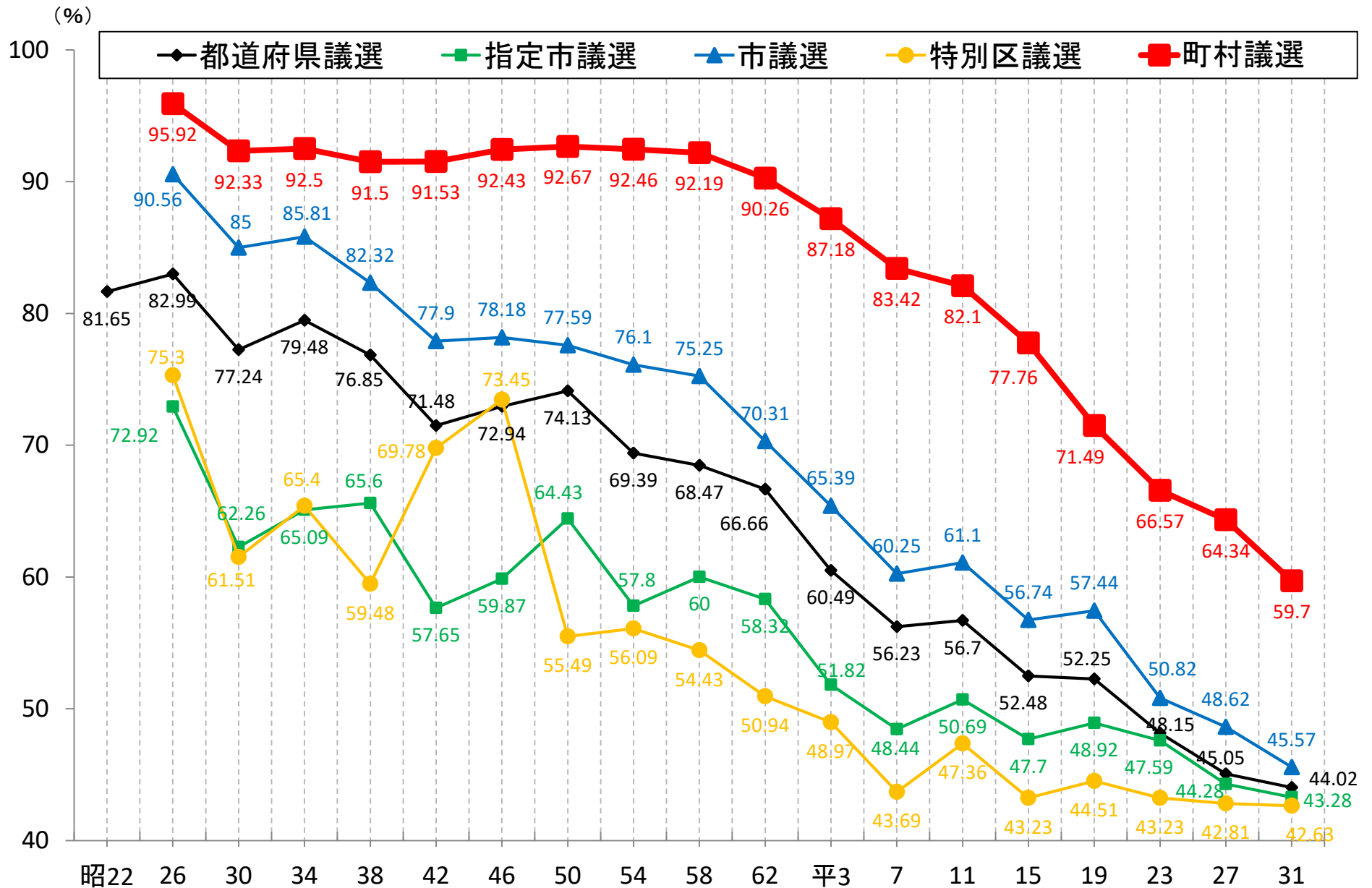
出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数の割合の推移



出所：総務省「地方選挙結果調」等を基に作成。（本調査は、統一地方選挙の際に実施したもの）
 注1：第1回、第2回統一地方選挙の際には調査を実施せず。
 注2：市については、東京都特別区を除く。

統一地方選挙における投票率の推移



出所：総務省「地方選挙結果調」等を基に作成。(本調査は、統一地方選挙の際に実施したもの)
 注：昭和22年の市区町村議選の内訳は調査していない。

(参考) 平成31年統一地方選挙 投票結果

○投票率は、都道府県知事の選挙を除き、統一地方選挙が始まった昭和22年以降、最も低い。

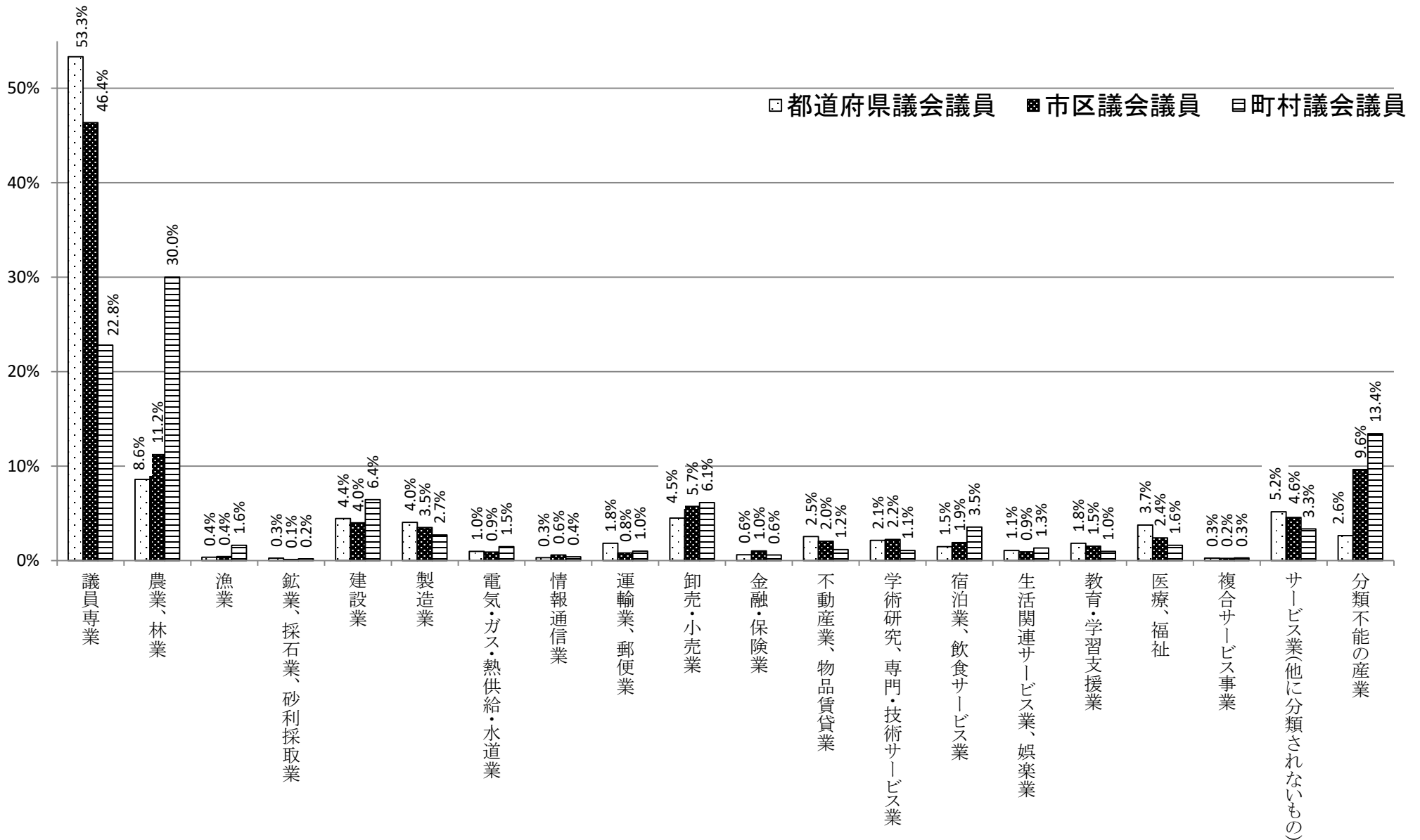
		当日有権者数 (A)	投票者数 (B)	うち 期日前投票者数 (C)	投票率 (B)/(A)	投票者数に占める 期日前投票者の割合 (C)/(B)	(参考)前回		増減	
							投票率	投票者数に占める 期日前投票者の割合	投票率	投票者数に占める 期日前投票者の割合
都道府県	知事	29,306,190	13,986,257	3,753,150	47.7%	26.8%	47.1%	22.5%	0.6%	4.3%
	議員	63,841,981	28,102,203	7,739,836	<u>44.0%</u>	27.5%	45.1%	22.3%	△ 1.0%	5.3%
指定都市	長	6,632,715	3,373,129	814,569	<u>50.9%</u>	24.1%	51.6%	19.6%	△ 0.7%	4.5%
	議員	19,364,621	8,380,099	2,180,069	<u>43.3%</u>	26.0%	44.3%	22.2%	△ 1.0%	3.8%
市区	長	10,262,825	4,744,189	1,213,591	<u>46.2%</u>	25.6%	48.3%	21.0%	△ 2.1%	4.6%
	議員	37,353,313	16,830,526	4,504,487	<u>45.1%</u>	26.8%	47.6%	21.7%	△ 2.6%	5.0%
町村	長	585,710	382,059	117,885	<u>65.2%</u>	30.9%	69.1%	25.5%	△ 3.8%	5.3%
	議員	2,787,591	1,664,288	491,077	<u>59.7%</u>	29.5%	64.3%	24.9%	△ 4.6%	4.6%

※ 下線は、投票率が昭和22年以降最も低いもの

出典：総務省選挙部

地方議員の概況

地方議会議員の概況①（職業別）

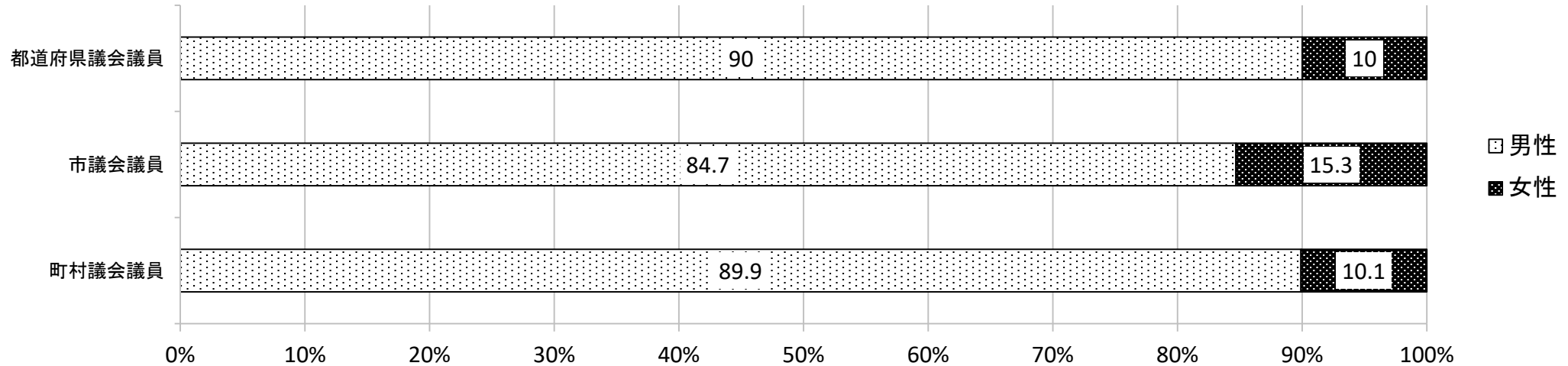


注：都道府県のうち、福島県、群馬県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、大分県は除かれている。

出典：全国都道府県議会議長会「全国都道府県議会議員職業別調」（平成27年7月1日現在）
 全国市議会議長会「市議会議員の属性に関する調」（令和元年7月1日現在）
 全国町村議会議長会「第64回町村議会実態調査の概要」（平成30年7月1日現在）

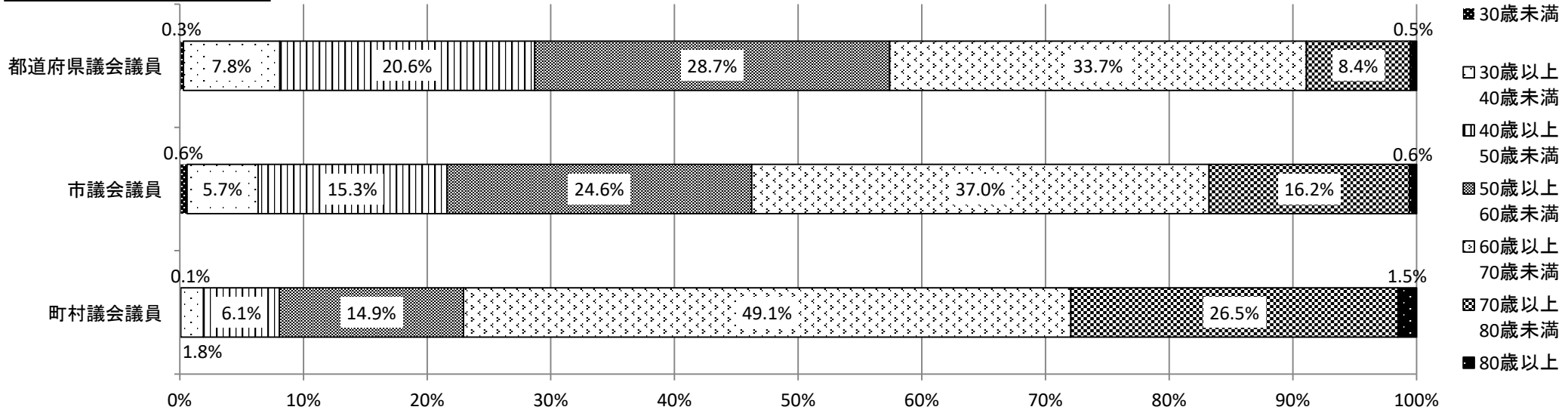
地方議会議員の概況②（性別、年齢別）

○ 男女の比率



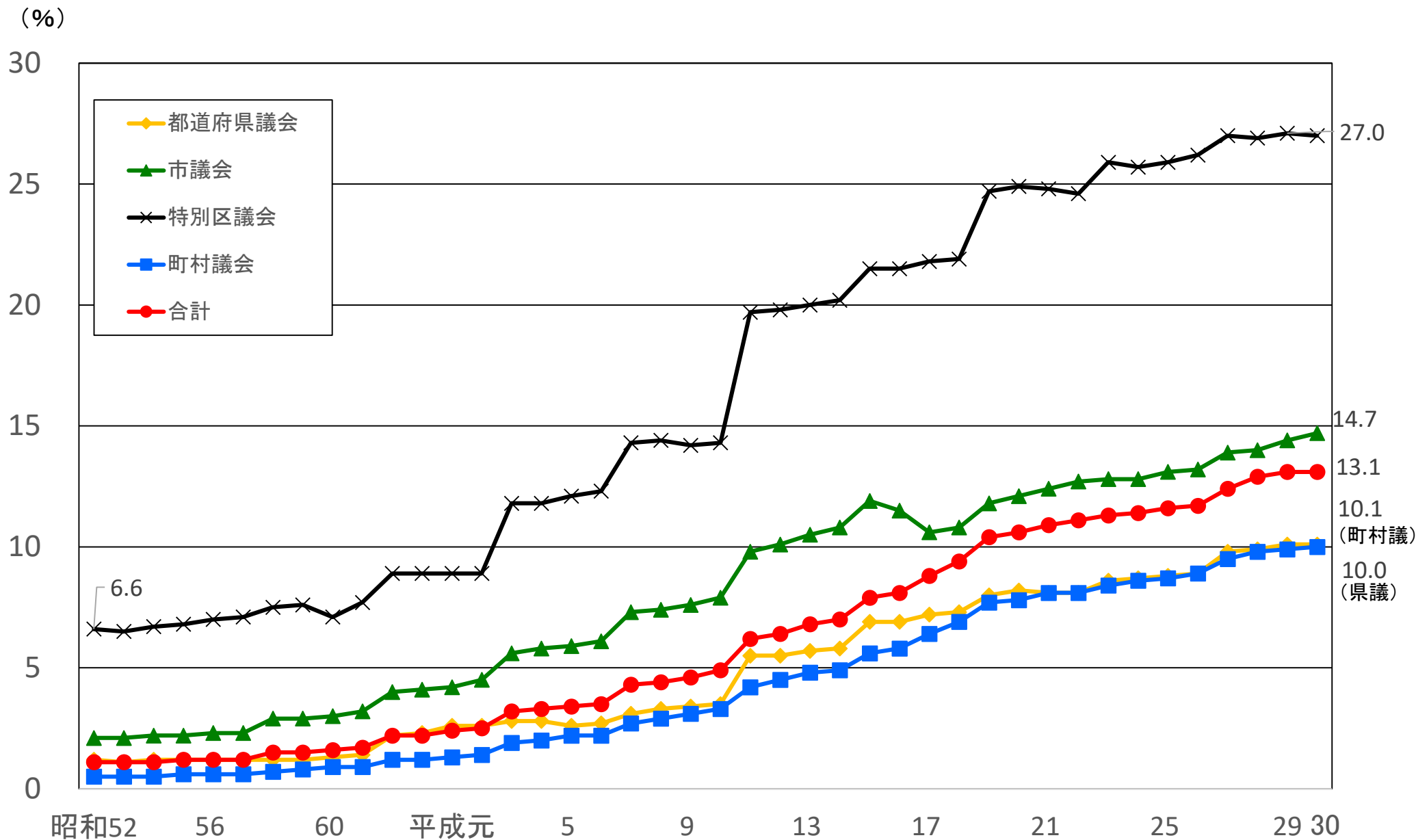
出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」（平成30年12月31日現在）

○ 年齢別の状況



出典：全国都道府県議会議員長会「都道府県議会提要」（平成27年7月1日現在）
 全国市議会議員長会「市議会議員の属性に関する調」（令和元年7月1日現在）
 全国町村議会議員長会「第64回町村議会実態調査結果の概要」（平成30年7月1日現在）

地方議会議員の概況（女性議員の割合の推移）



出所：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」等より作成（各年12月31日現在）

平成31年統一地方選挙 女性の当選者数

○当選者数に占める女性当選者の割合：道府県議選、指定都市議選、市区議選、市区長選、町村議選において過去最高

○女性の当選者数：道府県議選、指定都市議選、市区議選、市区長選において過去最高

		当選者数		女性 当選者 の割合 (C)/(B)	(参考)前回		女性 当選者 の割合	増減		
		(B)	うち女性 (C)		当選者数	うち女性		当選者数	うち女性	女性 当選者 の割合
都道府県	知事	11	-	-	10	1	10.0%	△ 1	△ 1	△ 10.0%
	議員	2,277	237	10.4%	2,284	207	9.1%	△ 7	30	1.3%
指定都市	長	6	-	-	5	-	-	1	-	-
	議員	1,012	211	20.8%	1,022	178	17.4%	△ 10	33	3.4%
市区	長	97	6	6.2%	100	4	4.0%	△ 3	2	2.2%
	議員	7,509	1,482	19.7%	7,682	1,330	17.3%	△ 173	152	2.4%
町村	長	121	-	-	122	-	-	△ 1	-	-
	議員	4,222	523	12.4%	4,265	443	10.4%	△ 43	80	2.0%

出典：総務省選挙部

無投票団体の状況

平成31年統一地方選挙 無投票当選の状況

○無投票当選者数の割合：道府県議選と町村議選において過去最高

○立候補者数が定数割れとなった団体：8団体において計9人

あつまちょう おこっぺちょう なかさつないむら はまなかちょう たつのまち やまのうちまち こうたちょう
 (北海道)厚真町・興部町・中札内村・浜中町、(長野県)辰野町・山ノ内町、(愛知県)幸田町、
 つなぎまち
 (熊本県)津奈木町

不足数：北海道浜中町 2人不足、その他 1人不足

	選挙数		無投票当選数		(参考) 前回				増減			
					選挙数		無投票当選数		選挙数		無投票当選数	
	選挙区数	定数	選挙区数	当選人数	選挙区数	定数	選挙区数	当選人数	選挙区数	定数	選挙区数	当選人数
都道府県議 (41)	945 (100.0%)	2,277 (100.0%)	371 (39.3%)	612 <u>(26.9%)</u>	960 (100.0%)	2,284 (100.0%)	321 (33.4%)	501 (21.9%)	△ 15 -	△ 7 -	50 (5.8%)	111 (4.9%)
指定市議 (17)	160 (100.0%)	1,012 (100.0%)	7 (4.4%)	34 (3.4%)	160 (100.0%)	1,022 (100.0%)	2 (1.3%)	17 (1.7%)	0 -	△ 10 -	5 (3.1%)	17 (1.7%)
市区議 (314)	314 (100.0%)	7,511 (100.0%)	11 (3.5%)	182 (2.4%)	317 (100.0%)	7,682 (100.0%)	15 (4.7%)	246 (3.2%)	△ 3 -	△ 171 -	△ 4 (△ 1.2%)	△ 64 (△ 0.8%)
町村議 (375)	375 (100.0%)	4,233 (100.0%)	93 (24.8%)	988 <u>(23.3%)</u>	373 (100.0%)	4,269 (100.0%)	89 (23.9%)	930 (21.8%)	2 -	△ 36 -	4 (0.9%)	58 (1.6%)
計	1,794 (100.0%)	15,033 (100.0%)	482 (26.9%)	1,816 (12.1%)	1,810 (100.0%)	15,257 (100.0%)	427 (23.6%)	1,694 (11.1%)	△ 16 -	△ 224 -	55 (3.3%)	122 (1.0%)

※()内は執行団体数。なお、前回の執行団体数は都道府県議41、指定市議17、市区議316、町村議373

出典：総務省選挙部

統一地方選挙における無投票当選の実績（都道府県）

都道府県	選挙区数	無投票となった選挙区	
北海道	46	21	45.7%
青森県	16	6	37.5%
岩手県	16	8	50.0%
宮城県	23	8	34.8%
秋田県	14	8	57.1%
山形県	17	9	52.9%
福島県	19	9	47.4%
茨城県	32	13	40.6%
栃木県	16	6	37.5%
群馬県	18	6	33.3%
埼玉県	52	22	42.3%
千葉県	42	17	40.5%
東京都	42	0	-
神奈川県	48	13	27.1%
新潟県	27	7	25.9%
富山県	13	4	30.8%
石川県	14	7	50.0%
福井県	12	4	33.3%
山梨県	16	5	31.3%
長野県	23	9	39.1%
岐阜県	26	16	61.5%
静岡県	33	10	30.3%
愛知県	55	26	47.3%
三重県	17	5	29.4%

都道府県	選挙区数	無投票となった選挙区	
滋賀県	13	3	23.1%
京都府	25	5	20.0%
大阪府	53	8	15.1%
兵庫県	39	15	38.5%
奈良県	16	4	25.0%
和歌山県	14	7	50.0%
鳥取県	9	2	22.2%
島根県	12	4	33.3%
岡山県	19	10	52.6%
広島県	23	14	60.9%
山口県	15	5	33.3%
徳島県	13	6	46.2%
香川県	13	9	69.2%
愛媛県	13	5	38.5%
高知県	17	5	29.4%
福岡県	45	18	40.0%
佐賀県	13	7	53.8%
長崎県	16	7	43.8%
熊本県	21	12	57.1%
大分県	16	8	50.0%
宮崎県	14	7	50.0%
鹿児島県	21	9	42.9%
沖縄県	13	1	7.7%
計	1,090	406	37.2%

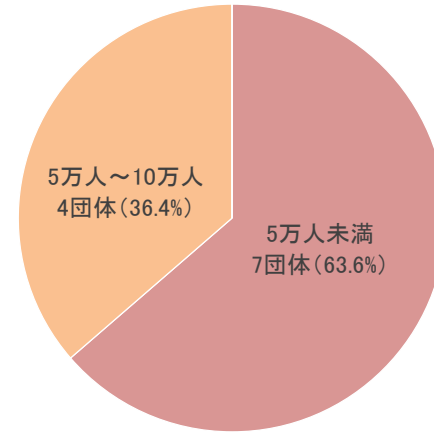
※平成31年統一地方選で選挙が行われなかった6都県(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、東京都、沖縄県)は、直近に行われた選挙の状況。 出典：総務省選挙部

過去の統一地方選挙における無投票当選の実績（市区町村議会）

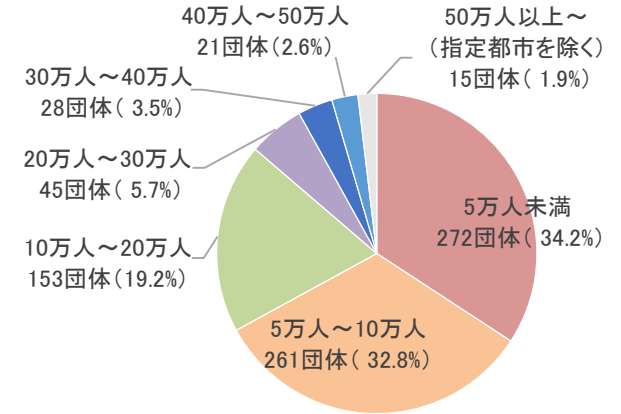
○市区議会

統一選実施年	無投票当選団体/統一選実施団体(割合)	無投票当選団体の人口段階別内訳						
		5万人未満	5万人～10万人	10万人～20万人	20万人～30万人	30万人～40万人	40万人～50万人	50万人～(指定都市を除く)
H31	11/314 (3.5%)	7	4	0	0	0	0	0
H27	15/295 (5.1%)	10*	5	0	0	0	0	0
H23	9/314 (2.9%)	3	5*	1*	0	0	0	0
H19	18/330 (5.5%)	4*	6*	1*	1*	1*	3*	2*

H31無投票当選団体(11団体)の人口段階別内訳



(参考)市区数の人口段階別内訳(H31)

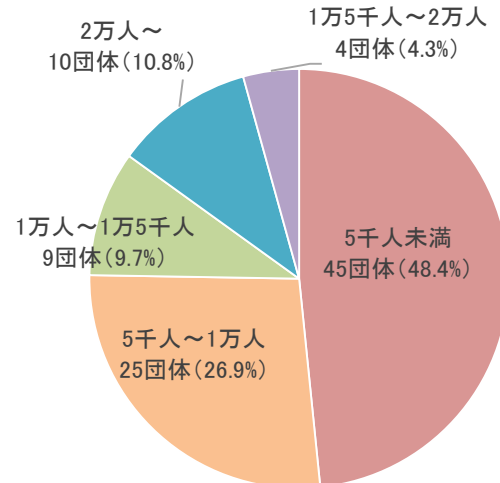


※ 市内の一部の選挙区において無投票当選となった市を含む。
 注) 人口については平成27年国勢調査による。
 注) 人口段階区分については、全国市議会議長会「市議会議員定数に関する調査結果」(平成30年12月31日)による。

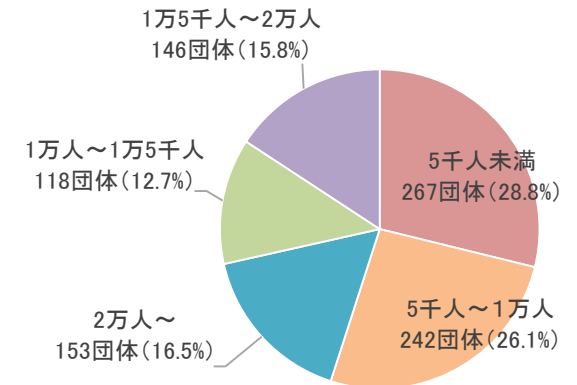
○町村議会

統一選実施年	無投票当選団体/統一選実施団体(割合)	無投票当選団体の人口段階別内訳				
		5千人未満	5千人～1万人	1万人～1万5千人	1万5千人～2万人	2万人～
H31	93 / 375 (24.8%)	45	25	9	4	10
H27	89 / 373 (23.9%)	51	16	13	3	6
H23	84 / 374 (22.5%)	39*	23	8	7*	7
H19	67 / 448 (15.0%)	33*	20	6	5	3

H31無投票当選団体(93団体)の人口段階別内訳



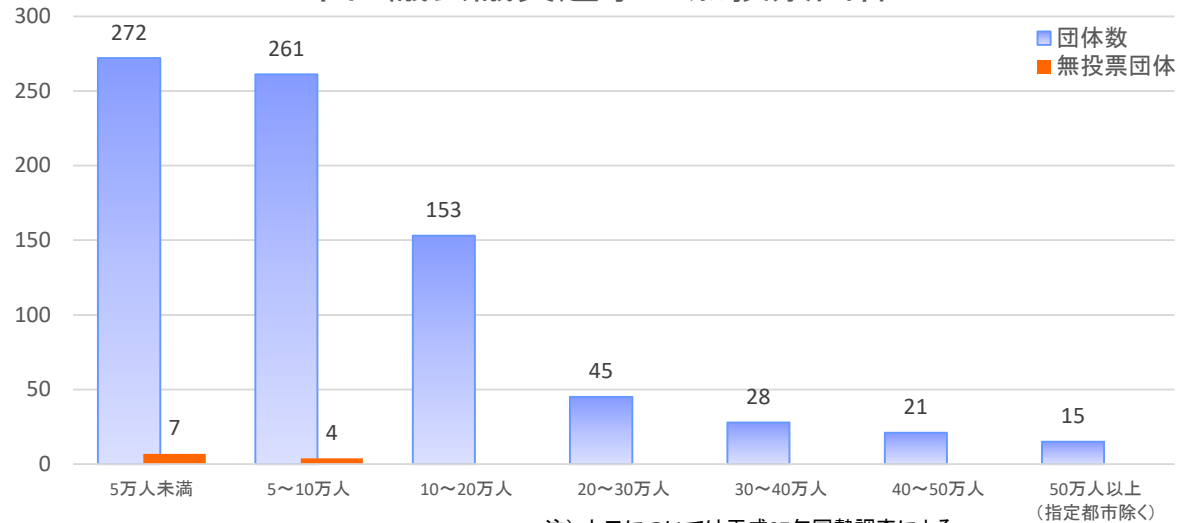
(参考)町村数の人口段階別内訳(H31)



※ 町村内の一部の選挙区において無投票当選となった町村を含む。
 注) 人口については平成27年国勢調査による。
 注) 人口段階区分については、全国町村議会議長会「第64回町村議会実態調査結果の概要」(平成30年7月1日)による。

統一地方選挙における無投票当選の実績（市区町村議会）

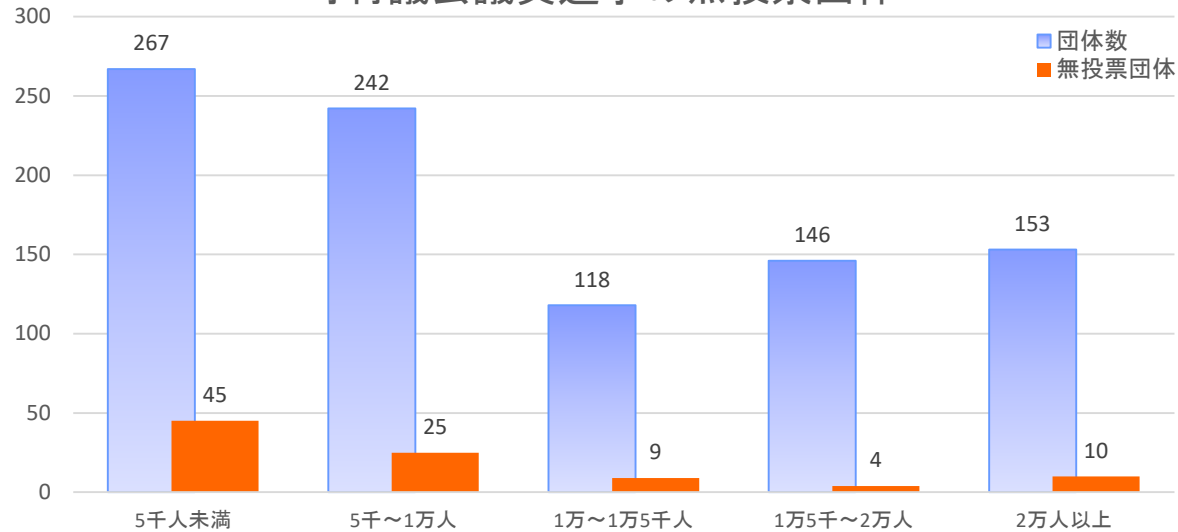
市区議会議員選挙の無投票団体



注) 人口については平成27年国勢調査による。

注) 人口段階区分については、全国市議会議員定数に関する調査結果(平成30年12月31日)による。

町村議会議員選挙の無投票団体

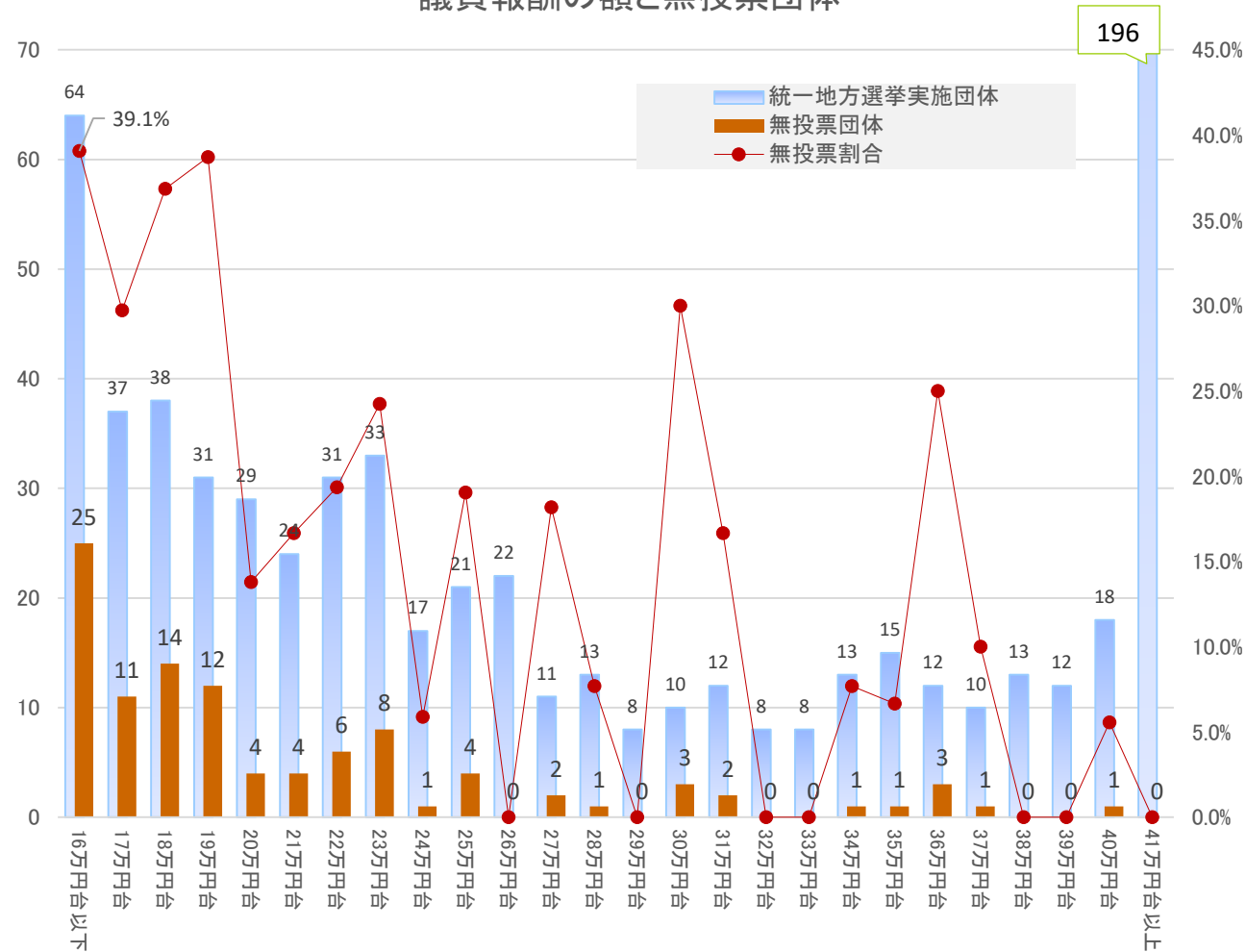


注) 人口については平成27年国勢調査による。

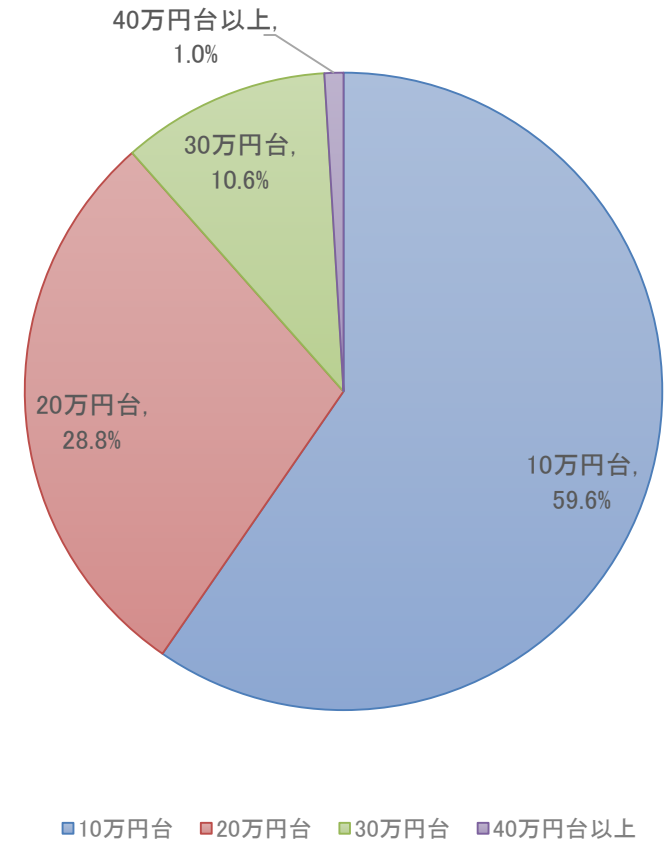
注) 人口段階区分については、全国町村議会議員定数に関する調査結果(平成30年7月1日)による。

議員報酬と無投票団体（市区町村議会）

議員報酬の額と無投票団体



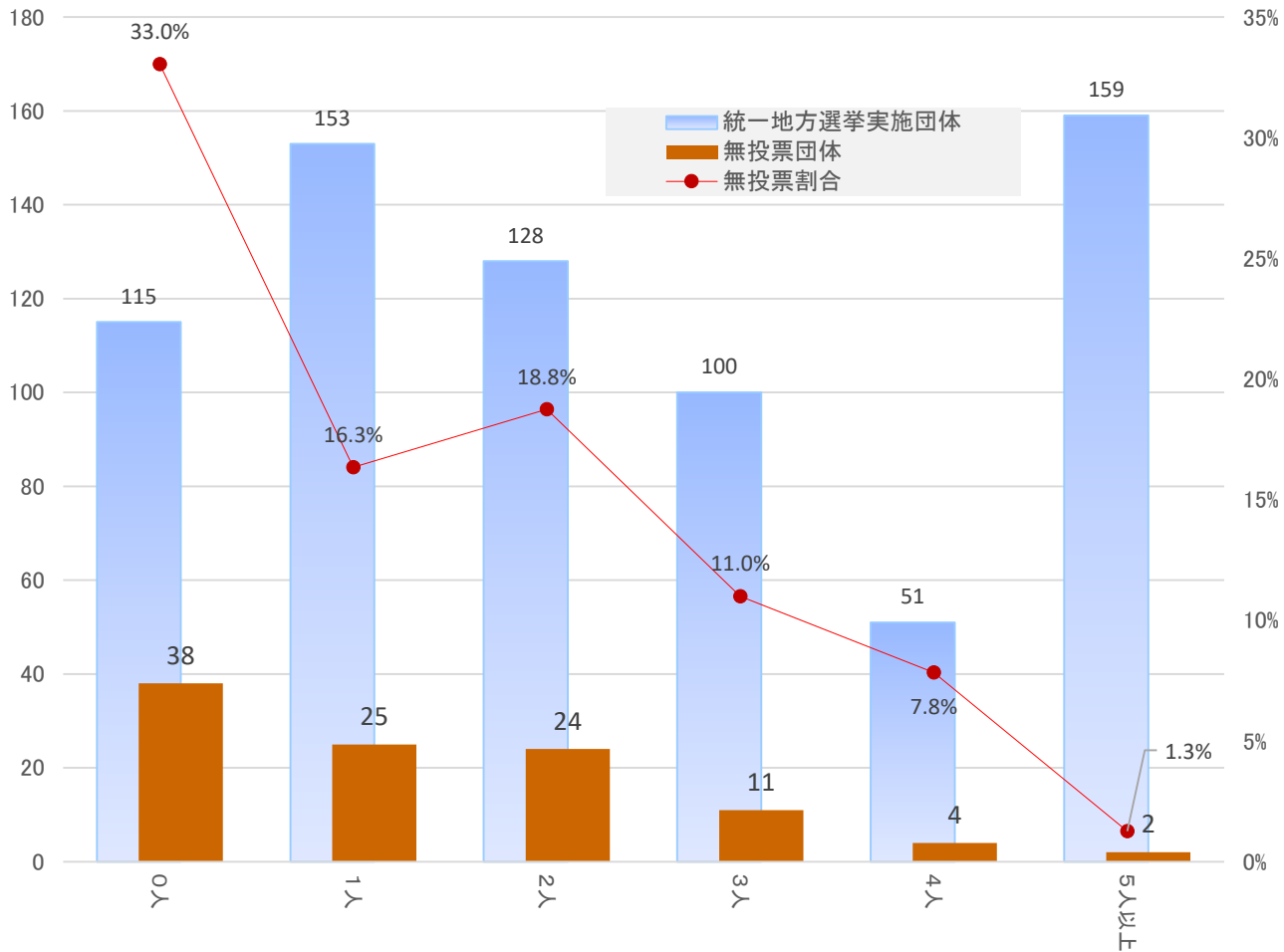
無投票団体の議員報酬の水準



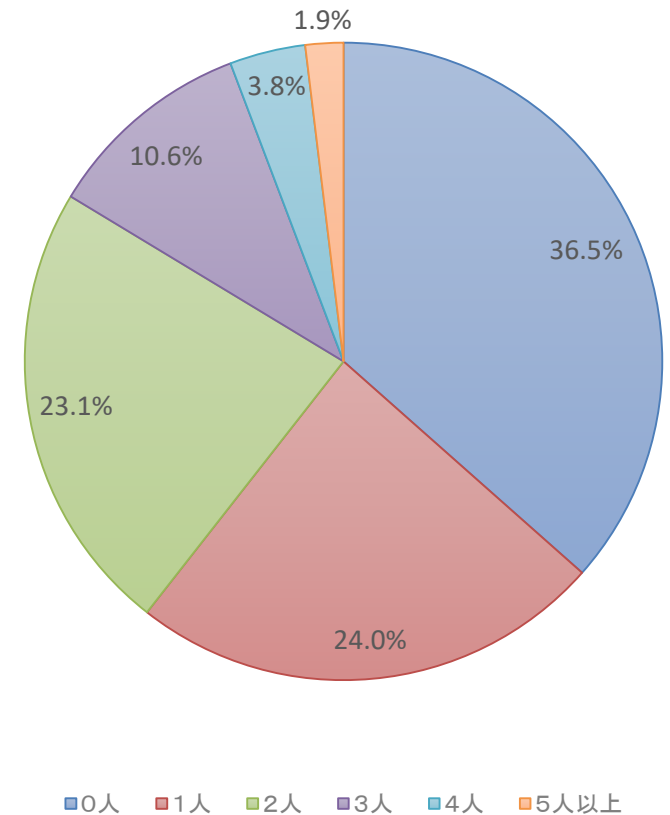
出典：「平成30年給与実態調査」(総務省)から作成

女性議員数と無投票団体（市区町村議会）

女性議員数と無投票団体



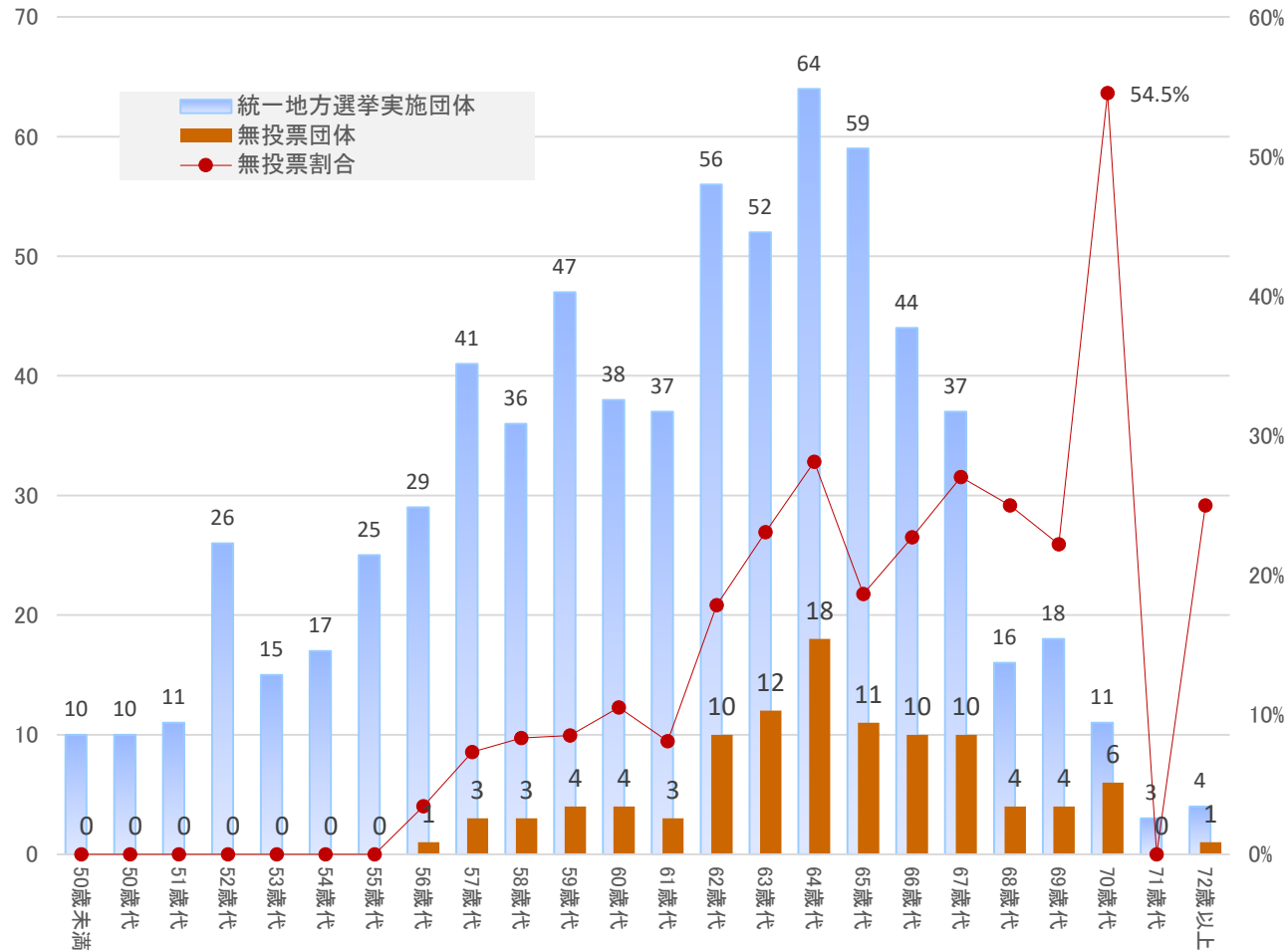
無投票団体の女性議員数



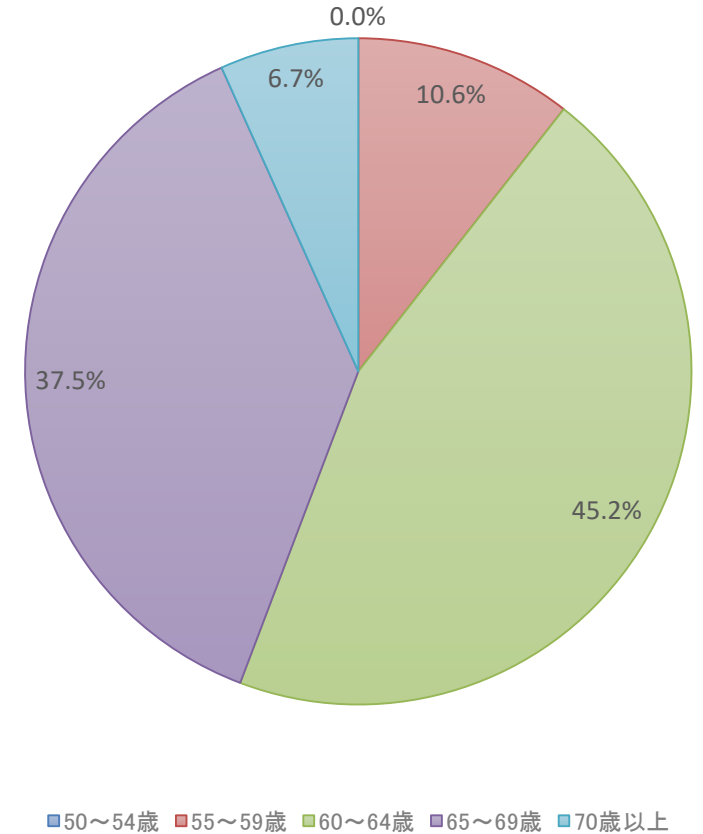
出典：総務省選挙部資料から作成

平均年齢と無投票団体（市区町村議会）

議員の平均年齢と無投票団体



無投票団体の議員の平均年齢



出典：全国市議会議長会「市議会議員の属性に関する調」（令和元年7月1日現在）
 全国町村議会議長会「第64回町村議会実態調査結果の概要」（平成30年7月1日現在）から作成

地方議会・議員のあり方に関する研究会

地方議会・議員のあり方に関する研究会について

1. 開催趣旨

時代の変化に伴い地方議会・議員を取り巻く環境が大きく変化し、地方議会議員のなり手不足が深刻な状況となっていること等を踏まえ、今後の地方議会・議員のあるべき姿や多様な人材が地方議会に参画しやすくなるための方策等について、幅広く議論を行うことを目的として研究会を開催する。

2. 構成員 (第5回研究会(2月21日)現在)

【学識経験者】

(座長)

只野 雅人 一橋大学大学院法学研究科教授

(座長代理)

大山 礼子 駒澤大学法学部教授

(構成員)

岩崎 美紀子 筑波大学人文社会系教授

大屋 雄裕 慶應義塾大学法学部教授

河村 和徳 東北大学大学院情報科学研究科准教授

原田 大樹 京都大学法学系(大学院法学研究科)教授

【議会関係者】

(構成員)

加藤 鈺一 秋田県議会議長
(全国都道府県議会議長会副会長)

川上 幸博 島根県出雲市議会議長
(全国市議会議長会地方行政委員長)

安達 和彦 兵庫県神戸市議会議長
(全国市議会議長会指定都市協議会会長)

松尾 文則 佐賀県有田町議会議長
(全国町村議会議長会会長)

3. 開催実績・スケジュール

第1回(令和元年6月28日(金))

地方議会・議員のあり方に関する意見交換

第2回(令和元年8月30日(金))

全国議長会(全国都道府県議会議長会を除く)発表等

第3回(令和元年11月15日(金))

全国都道府県議会議長会発表等

第4回(令和2年1月31日(金))

これまでの研究会での議論を踏まえた論点整理等

第5回(令和2年2月21日(金))

これまでの研究会での議論を踏まえた論点整理等

※1月半から2月に1回をめぐりに開催予定

**研究会における論点整理の全体像と
当面の対応の考え方**

地方議会・議員のあり方に関する論点整理と検討の方向性(案)

1. 地方議会の存在意義・多様な住民が参画する意義 【なぜ地方議会に多様な層の住民が参画することが望ましいのか。】

(1) 地方議会の存在意義・多様な住民が参画する意義

- ➔ 議会は、住民自治の基盤である。合議制の住民代表機関として、地域の民主的な合意形成を進め、民意を集約して団体意思を決定するという重要な役割を有している。
- ➔ 住民にとって身近であるべき議会に、住民の理解と関心が得られない状況は、地方自治・住民自治の根幹に関わる深刻な問題である。
- ➔ 今後、人口減少社会において増大する課題に対して、多様な層の住民が参画する議会であることが、住民にとって納得感のある合意形成を行うことにつながるのではないか。

(2) 地方議会・議員のあり方や位置づけ

- ➔ 各地域で議員のあり方(住民から求められる議員像)の議論が必要。
- ➔ 議員の位置づけや責務を明確化することが必要ではないか。
- ➔ 議会が住民にとって納得感のある合意形成をするためには、議員の専門性を高め、専門化を進めるべきか。一定の専門性を保ちながら、多様な層の住民の参画を志向すべきか。
- ➔ 団体間の規模が違い、会議開催日数や議員報酬が大きく異なるなど多様な議会が存在する。議会の多様性にどのように制度的に対応できるのか。

➔ 求められる議員像や規模の違いを踏まえた検討は引き続き必要であるが、まずは、多様な層の住民が議会に参画することを阻む要因をどのようにして取り除くことができるかを検討する必要があるのではないかと。

2. 地方議員のなり手不足の要因に対応する際の視点

【多様な層の住民が議会に参画しない(できない)要因と対応をどのような視点で整理することが考えられるか。】

H31統一地方選挙における無投票当選者割合：都道府県26.9%、指定都市3.4%、市2.7%、町村23.3%

- ➔ 議員のなり手不足の要因については、議員報酬や兼業禁止を含め、議員や潜在的なり手の視点から整理し、対応を検討することが考えられるのではないかと。
- ➔ 議員の待遇に関する検討を行うには、各議会において住民との関わりを深める活動を行い、議会に対する住民の理解を得ていることが前提になるのではないかと。
- ➔ 住民が関心を持ち、関わりを深める取組は、潜在的な議員のなり手を長期的・継続的に涵養することにつながるのではないかと。

3. 地方議会に対する住民の理解

【地方議会が住民の理解を得るためにはどのような取組が求められるのか。】

① 議会モニター、② 議会サタデー、③ 住民への周知活動

- ➔ 住民がどのような議会活動が行われているかを知らないために、議会に対する理解・信頼が得られていないという面があるのではないかと。
- ➔ 議会に対する住民の理解を得るために、各議会・議長会として一層の取組を進めていく必要があるのではないかと。

4. 地方議員のなり手不足の要因 【多様な層の住民が議会に参画しない(できない)要因は何か。】

(1) 時間的な要因

- ① 柔軟な開催日時の設定(通年会期、夜間・休日議会等)
- ② 出産・育児・介護に伴う欠席・休暇

(3) 身分に関する規定

- ① 兼業・請負の禁止
- ② 兼職の禁止

(2) 経済的な要因

- ① 議員報酬・手当
- ② 政務活動費の支給の有無
- ③ 議員の年金

(4) 立候補環境

- ① 定数
- ② 立候補に伴う休暇保障

(5) その他

- 議会の権能等を強化するもの

- ✓ 議長への招集権の付与
- ✓ 議決事件の対象拡大
- ✓ 予算修正権の拡大
- ✓ 事務局体制の強化
- ✓ 研修機会の拡大
- ✓ 財政措置の拡充 など

※ 議員のなり手不足の要因のうち、議員の位置づけ、経済的な要因、身分に関する規制、立候補環境の整備については、地方制度調査会で更に検討をしていただく必要があるのではないかと。

5. 地方議員のなり手不足と選挙制度

【地方議員の選挙制度について、根幹を含めた見直しを行うことで、多様な人材の参画を促すことができないか。】

- ① 選挙公営・供託金
- ② 被選挙権年齢の引き下げ
- ③ 地方選挙の日程の再統一
- ④ クオータ制
- ⑤ 連記制
- ⑥ 選挙区の設定 など

当面の対応の考え方について①

【地方議員の位置づけ】

- 地方議員の位置づけ・責務を明確化すれば、地方議会・議員に対する住民の理解を深め、地方議会・議員を活性化し、ひいては、若者や女性、サラリーマンなど新たな人材の議会への参画を促進することにつながるものと考えられるか。
- 地方議会を構成する議員の属性に偏りがある中では、若者や女性など多様な層の住民は参画したいと思わないのではないか。これまで参画しようとしてこなかった多様な層の住民が参画しようとする魅力を感じるように地方議会が意識改革を行う必要があるのではないか。

【経済的な要因】

- 議員報酬については、主に小規模団体において、それだけでは生計を維持できないほどの低水準であり、そのことが議員のなり手不足の要因であるとの意見がある。他方で、地方自治法には、議員報酬の額は条例でこれを定めると規定されており、住民の合意がなければ引き上げることは難しいのではないかという意見もある。
- 地方議会・議員の活動が住民に知られていないことが、地方議会・議員に対する住民の理解や信頼の低下を招いているという指摘もある。
- このため、地方議会・議員の活動や議員報酬等の実態について、住民の理解を深めるための工夫や方策を検討する必要があるのではないか。

当面の対応の考え方について②

【身分に関する規制】

- 地方議員の兼業・請負禁止は、職務執行の公正、適正を確保することを目的に、地方公共団体との「請負」を禁止するもの。
- 兼業・請負禁止については、地方議員のみならず、地方公共団体の長、副知事・副市町村長、その他の執行機関についても概ね同じ規制が設けられているが、地方公共団体の長等については、地方議員の場合と異なり、第三セクターの役員を兼ねることが許容されている。議員のなり手不足が深刻化している現状を踏まえると、地方公共団体の長等と同様に、第三セクターを兼業・請負禁止の対象から除外することが考えられるのではないか。
- また、地方公共団体との「請負」の範囲が明確でないことが議員のなり手不足の要因になっているとの指摘があることから、その範囲を明確にすることを検討すべきではないか。
- その際には、現行では、個人の請負については取引量にかかわらず一律に禁止されているが、法人の請負については、当該地方公共団体に対する請負が、当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人に限られていることを踏まえ、個人の請負についての規制のあり方についても検討する必要があるのではないか。

【立候補環境】

- 立候補に伴うリスクを軽減する観点からは、地方議会議員選挙に立候補した候補者が休暇を取得するなどした場合に、そのことを理由として解雇や配置転換などの不利益な取扱いを受けることがないようにすることについて、事業主等関係者の負担等の課題にも留意しながら、検討する必要があるのではないか。